

問Ⅴ - 4 - ⑤ (遊休財産額)

遊休財産額の計算方法について詳しく教えてください。

答

1 遊休財産額は、その法人の純資産額(資産の額－負債の額)から控除対象財産(使途の定めがある財産として公益法人認定法施行規則第22条第3項に列挙されている財産。ただし、対応する負債の額を除く)を差し引いた残額です。ここでは控除対象財産から対応する負債の額を控除する計算方法について説明します。

2 まず、控除対象財産から対応する負債を除く計算をするのは、借入金等によって資産を取得しているような場合には、負債が二重で減算されることになってしまうからです。例えば法人の総資産500、総負債200、控除対象財産200のうち100は借入金で取得、他の資産は全て目的の定めがない資金として保有しているといった下記の例の場合、対応負債である借入金を考慮しないで遊休財産額を計算すると、

$$\begin{array}{r} \text{総資産} \\ 500 \end{array} - \begin{array}{r} \text{総負債} \\ 200 \end{array} - \begin{array}{r} \text{控除対象財産} \\ 200 \end{array} = 100$$

となり、目的の定めのない資金を200保有しているという実態から離れた結果になります。したがって控除対象財産から対応する負債の額を除くことによって、

$$\begin{array}{r} \text{総資産} \\ 500 \end{array} - \begin{array}{r} \text{総負債} \\ 200 \end{array} - (\begin{array}{r} \text{控除対象財産} \\ 200 \end{array} - \begin{array}{r} \text{対応負債} \\ 100 \end{array}) = 200$$

となり、負債の二重控除を排除するわけです。

貸借対照表

目的の定めのない資金 (遊休財産額)	借入金
300	200
控除対象財産	純資産額
200	300

- 3 公益法人認定法施行規則第22条に定める対応負債の額は、上記の例による控除対象財産に直接対応する負債と、資産との対応関係が明らかでないその他の負債のうち控除対象財産に係る負債と認められるものを合計した額としています。これらを踏まえ、具体的な計算例を示すと次のとおりです。

貸借対照表

資産	金額	負債・正味財産	金額
流動資産		負債	
現金預金	40	未払金	20
固定資産		借入金	40
基本財産		その他	20
土地	80	賞与引当金	20
建物	40	負債合計	100
その他固定資産		正味財産	
その他	90	指定正味財産	70
		一般正味財産	80
資産合計	250	負債・正味財産合計	250

※ 控除対象財産は公益目的保有財産とした土地及び建物

資産の各科目との対応関係が明らかな負債の額

$\left\{ \begin{array}{l} \text{未払金は翌期首に現金預金から支払うもの} \\ \text{借入金は次の資産の取得に充てている} \\ \text{(建物10、その他資産30)} \end{array} \right.$

控除対象財産に対応する負債

《個別対応方式》(認定規則第22条第7項)

まず、控除対象財産と個別の対応関係が明らかな負債を特定する。控除対象財産より、負債との個別の対応関係が明らかな額と指定正味財産から充当される額とを控除した財産額の中には、資産の各科目との対応関係が明らかでない負債に係るものが含まれるが、これを資産の各科目との対応関係が明らかでない負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

$$\text{資産} \quad \text{負債} \quad \text{控除対象財産(A)} \quad \text{対応負債(B)} \quad \text{遊休財産額}$$

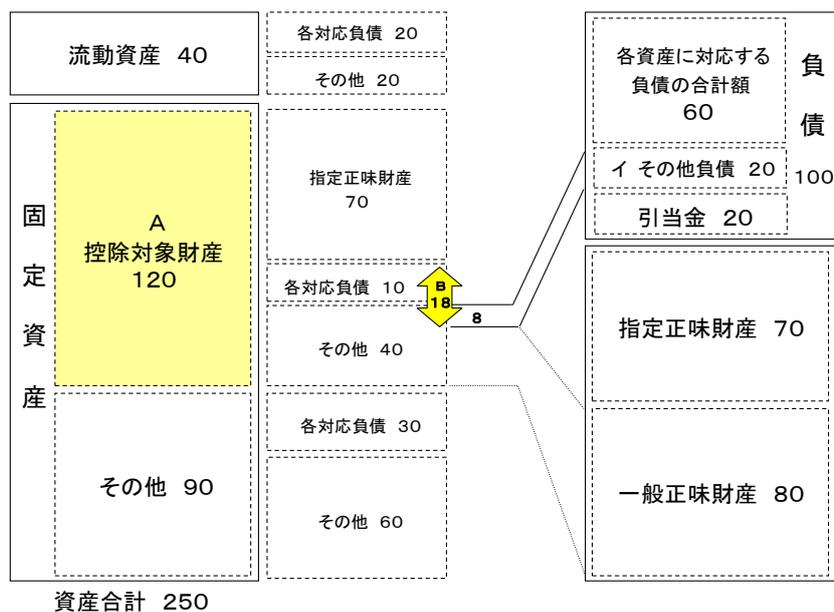
$$250 - 100 - (120 - 18) = 48$$

$$\text{対応負債(B)} \quad \text{控除対象財産に対応する負債} \quad \text{控除対象財産(A)} \quad \text{控除対象財産に対応する負債} \quad \text{指定正味財産}$$

$$18 = 10 + (120 - 10 - 70) \times$$

$$\left\{ \frac{\text{負債} \quad \text{引当金} \quad \text{各資産に対応する負債の合計額}}{\text{一般正味財産}} \right\} / (\text{①} + 80)$$

$$\left\{ \frac{100 - 20 - (20 + 10 + 30)}{\text{①} + 80} \right\}$$



《簡便方式》（認定規則第22条第8項）

控除対象財産と個別の対応関係がある負債を特定する作業は行わない。控除対象財産より、指定正味財産から充当される額を控除した財産額の中には負債に係るものが含まれるが、これを負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

$$\text{資産} - \text{負債} - (\text{控除対象財産 (A)} - \text{対応負債 (B)}) = \text{遊休財産額}$$

$$250 - 100 - (120 - 25) = 55$$

$$\text{対応負債 (B)} = (\text{控除対象財産 (A)} - \text{指定正味財産}) \times \frac{\text{負債} - \text{引当金}}{(\text{負債} - \text{引当金}) + \text{一般正味財産}}$$

$$25 = (120 - 70) \times \frac{(100 - 20)}{(100 - 20) + 80}$$

